

精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会開催要綱

1 趣旨・目的

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成 23 年 12 月に策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき労災認定を行っているところであるが、精神障害に係る労災請求件数は、平成 30 年度には 1,820 件にのぼり、6 年連続で過去最多を更新しており、今後も増加が見込まれる状況にある。

また、認定基準の策定以降、働き方の多様化が進み、労働者を取り巻く職場環境が変化する中、令和元年 6 月にはパワーハラスメント対策が法制化されるなど、新たな社会情勢の変化も生じている。

このような状況を踏まえ、大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が、臨床精神医学者や労働者災害補償保険法等に精通した専門家に参集を求め、最新の医学的知見に基づき、専門的見地から認定基準について検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) パワーハラスメント対策の法制化を踏まえた認定基準の検討
- (2) 精神障害に関する最新の医学的知見等を踏まえた認定基準の検討
- (3) その他

3 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学及び法学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。また、必要に応じ、分科会を開催することができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書きの場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和元年 11 月 11 日から施行する。